

「電磁波による身体・環境等への影響」に関する総務省への質問状及び回答

携帯電話基地局や送電線、家電製品、携帯電話機などから発生する電磁波に反応し、頭痛、不眠、めまい、吐き気、疲労感、食欲不振、記憶力の低下、集中困難など、さまざまな症状に襲われる「電磁波過敏症」が世界的に増えていると言われており、その有病率は2017年に総人口の50%を越えると予測している研究者もいます。

また、上記のような身体影響を懸念してか、携帯電話基地局の新規設置等において、周辺住民の方々のよる反対運動等が起こり、その結果として携帯電話基地局の新規設置を見合わせるなどの事案が発生しています。

このような状況のもと、電磁波による身体・環境への影響に関して、下記のとおり質問事項をお示しいたします。

【質問 1】

総務省では、本年度「生体電磁環境に関する検討会」を設置し、検討されています。その目的である“安心して安全に電波を利用できる社会を構築する”ことを期待しております。そのためには、地域課題の研究やリスクコミュニケーション、市民参加手法など、テーマごとにワーキンググループ等を開催し、そのメンバーとして電磁波問題に関わる市民やN G Oの参加が不可欠ではないかと思いますが、総務省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や今後の予定、参考資料等も含めてお示してください

【回答 1】

「生体電磁環境に関する検討会」は、「電波の生体安全性評価に関する国内外の研究動向の調査」、「電波の生体安全性評価に関する国内外の研究成果の評価・分析」、「電波の生体安全性評価に関する研究計画の策定」を検討項目としており、その検討に必要なさまざまな分野の専門家で構成しております。

【質問 2】

最近、携帯電話基地局の新規設置等において、周辺住民の方々のよる反対運動等が起こり、その結果として携帯電話基地局の新規設置を見合わせるなどの事案が発生しており、市民（住民）の合意を条例化した自治体もあります。今後このようなケースもさらに増加するものと思われる、その回避のためには“身体・環境影響評価（アセス）”の制度化が必要だと思いますが、総務省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 2】

携帯電話基地局等の無線局開設にあたっては、人体への影響を考慮した電波の安全基準を義務づけているところであり、電波の安全性に関するアセスメントの制度化が必要とは考えておりません。

【質問 3】

今後、電磁波による身体影響を防止するための施策等を進めるためには、生活環境上の実態調査が不可欠であると考えます。学校・幼稚園・保育園・病院・住宅などとその周辺等における電磁波暴露の実態調査ならびに、市民から電磁波による身体影響の訴えがあった場合には疫学的な調査等の実施が必要だと思いますが、総務省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 3】

電波の性質から考えると、地域特有の話ではないと考えられることから、特定の地域ごとではなく、幅広く疫学調査を進める必要があると考えております。

【質問 4】

2000年に「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」が制定され、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて多様な情報又は知識の共有化による社会の形成は市民社会においても重要だと考えます。しかし、一方でその安全性に関する評価等も必要だと思いますが、特に電磁波に関する身体・環境影響の評価について総務省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 4】

電磁波の人体に対する影響については、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）や電気電子学会（IEEE）等にて国際的なガイドラインが設けられており、我が国では、「生体電磁環境研究推進委員会」等にて調査を行ってきたところであります。

本年6月に第1回会合が開催された「生体電磁環境に関する検討会」では、「電波の生体安全性に関する国内外の研究動向の調査」、「電波の生体安全性評価に関する国内外の研究成果の評価・分析」、「電波の生体安全性評価に関する研究計画の策定」が研究項目になっております。

【質問 5】

スウェーデンでは、電磁波過敏症を“障害”の一つとして認め、発症者の自宅の電気ケーブルを電磁波漏洩の少ないタイプに替えたり、屋外から侵入する高周波電磁波を遮蔽する工事を行うなどのほか、労働環境においても発症者が働けるよう、雇用主は職場の蛍光灯を白熱灯に換えたり、デジタルコードレス電話を撤去するなどの対応が取られていると報告されています。

国内でも、厚生労働科学研究において電磁波過敏症の症例や健康影響に係る研究が紹介され、“先進国では、電磁波の健康障害性が明らかになっている現在、日本でもそれらの結果を真摯に受け止めて患者救済に努力する必要がある点を強調する。”、“日本で電磁波の障害はないと言い切るデータは我々医学者及び工学者は持っていない。”と示されています。

電磁波に過敏な方々に対して、その自立を促すためにも生活環境を改善することが必要であり、それを行政や事業者、市民などの協力のもとに進めることが求められ、また医療や介助など社会保障についても検討すべきだと思いますが、総務省としてどのようにお考えですか。取組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 5】

世界保健機関（WHO）が公表しているファクトシート（ 296）では、電磁過敏症（EHS）は明確な判断基準を持たず、症状が電磁界ばく露と関連するような科学的根拠はないとの見解を示しています。

総務省としては、今後も引き続き国内外の科学的知見を調査していきたいと考えております。

【質問 6】

昨年（2007年）4月に、「生体電磁環境研究推進委員会報告書」が委員会により示されました。その際に電磁波問題に取り組む市民団体や住民組織等により、委員長及び総務省に対して質問状が提出されています。しかし、それへの明確な回答は示されておらず、リスクコミュニケーション等の必要性が示される現状において十分な対応がとられているとは言えない状況だと考えます。

このような課題を解決するためには、本委員会メンバー等の参加のもとに、報告・公聴会などの開催が必要だと思いますが、総務省としてどのようにお考えですか。取り組み事例（施策）や参考資料等も含めてお示してください。

【回答 6】

これまでも、電波の安全性に関する説明会を全国各地で開催しており、このような説明会やホームページを通じて、「生体電磁波環境研究推進委員会報告書」の概要について説明をし、質問を受けております。

引き続き、電波の安全性に関する説明会の開催やホームページの掲載等の周知をしてまいりたいと思います。